

## 北宋奢侈禁令考

——金銀裝飾品に対する諸規制とその変遷——

岡田哲明

はじめに

宋によって天下が統一されると、唐末から五代にかけて発達した各地の産業は、国境の無い流通経路によって結ばれた。そして分業による生産力の拡大を伴って、宋の経済力が著しい高まりをみせたのは周知の如くである。そのような状況のもと必然的に表面化してきたのが奢侈である。

奢侈は経済発展に伴う購買力の向上などを背景とした社会現象であると共に、技術や芸術など多角的な文化構造の縮図でもあり、時代の世相を知るための好材料となる。経済力の発達には被支配者層にも幾ばくかの余裕をもたらし、高度な消費生活を生み出す土壌となり、結果として文化の向上を促す。しかしその余裕に基づく奢侈の隆盛は、消費水準の向上を示す指標となる一方で、様々な弊害を引き起こす原因ともみなされた。宋以前においては、主に身分不相応な服飾や建築の流行などによる身分秩序の糜爛の原因として考えられ、それを規制しようとする禁令が散見し、北宋においてはこれに加えて、物資の大量

消耗による資源の枯渇を引き起こす原因とも考えられ、国家統治の土台を揺るがしかねないため、しばしば禁止の対象とされた。

奢侈禁令は基本的に車服制度を根拠として、国家が宮廷・官吏・民衆などの贅沢を禁じた法令であり、禁止の対象は主として様々な裝飾品である。本稿ではこれら裝飾品の製造・着用・売買の禁止を奢侈禁令の判断基準とし、奢侈禁令と表記しているものは金銀を対象としたものであることをあらかじめ断っておきたい。禁止された裝飾品に関しては金銀を原料としたものが群を抜いて多く、特に金に対する禁令は個別の裝飾品のみならず加工形態にまで及んでおり、銀等の他の素材と比べた場合、その禁止項目は格段に細部に亘るものとなっている。加えて金銀は同じく禁止の対象となった翠羽や真珠等とは異なり、裝飾品としてだけではなく貨幣財としての使用が可能であった。したがって金銀を対象とする禁令の考察は、制度史や服飾史に止まらず、経済史分野の問題を解く鍵ともなり得るといふ点で、特に重要な意味を持つものと考えられるのである。

宋代の奢侈及び奢侈禁令に関して、まず加藤繁氏の論考を挙げてみよう<sup>1)</sup>。氏は唐から宋にかけて金銀の貨幣としての使用と器物や裝飾品

としての使用が、相互に促進しあう関係にあったことを論証している。しかしながら禁令に到る要因や内容に関しては触れておらず、あくまで禁令を金銀器飾の隆盛の傍証として扱うに止まっている。また、宮崎市定氏は器物や食品に関する奢侈の歴史の変遷を示し、近世において奢侈の内容が量から質へと変化したことを論証している。<sup>(2)</sup>ここから宋代における奢侈の特質について考えることはできるが、金銀や禁令に関して論及するものではない。斯波義信氏は衣食住に関する多角的な宋代の奢侈の流行を商品経済の発展の所産であるとし、消費や欲望が多様化・大衆化したとしている。<sup>(3)</sup>氏の論考から経済発展と奢侈の増大との密接な関係が確認できるが、禁令に関しては加藤氏の説を補足するにとどまっている。これらはいずれも奢侈禁令に焦点をあてた論文ではなく、禁令の具体的なシステムに関しては触れられていない。

初めて北宋の奢侈禁令を正面から扱ったのは勝山稔氏である。<sup>(4)</sup>氏は金に関する禁令を主題として、真宗・仁宗朝の禁令発布の時代背景や要因を研究しており、要因については実質的な目的と名目を併せて

① 「財政政策としての奢侈禁令」

② 「衣服制・身分秩序の維持目的の奢侈禁令」

③ 「災異予防目的の奢侈禁令」

に大別できる。氏は「財政政策としての奢侈禁令」に関して、貨幣財としての金銀が減少したため、奢侈禁令はそれ以上の弊害を防止し、金銀量を確保しようという意図のもと発せられたのではないかという。しかし禁令がどの様に運用されて金銀の減少を防止したかは、充分に解明されたとはいえない。以上の先行研究をふまえ、真宗・仁宗

朝をモデルとして経済政策としての奢侈禁令の効果を考えてみることにしたい。<sup>(5)</sup>また氏が対象とするのは主に真宗・仁宗朝であり、前後の時期の奢侈禁令に関してはあまり論述されていない。しかし、考証の時代を広げることにより、更に明確に禁令の本質が見え、奢侈禁令の実態把握に新たな視座が開けるに違いないと考える。

以上のことから本稿では北宋の政治・経済及び社会問題のダイナミズムの一端を明らかにする手懸りとして、北宋全期に亘る奢侈禁令を通覧した上で、それを巡る諸事情に関して考察を加えることにする。具体的には、禁令内容の変遷や発令件数から当該時期の社会背景を探ること、及び補助貨幣財としての金銀が如何にして保護されたかを見ることによって、北宋の貨幣経済を総合的に理解する一助になるものと考えている。

### 一、車服制度と奢侈禁令

本節では、主に奢侈禁令が発令されるに至った時代背景と目的、及びその禁止項目に関する整理と検討を行なうことにする。

北宋において奢侈禁令が初めて発せられたのは太宗朝のことであり、当時の政治状況が密接に関係していると考えられる。太宗が即位した当時、残る独立国は北漢と呉越のみであり、ほぼ天下は統一されつつあった。その呉越も太平興国三年（九七八年）には自ら領土を獻じて帰順し、また北漢も翌太平興国四年（九七九年）に太宗の親征によって滅亡する。太宗は北漢を滅ぼし天下を統一した勢いに乗じ、五代以来の宿怨の地である燕雲の地を奪い返すべく遼に対して北伐を敢

行した。しかし、高梁河の戦いに始まる二度の敗北を喫し、以後両国間には長期にわたる交戦状態が続いた。ただし国土が奪われるということも無く、対外的にも既に宋の天下は揺ぎ無いものとなっていた。太宗はこの対外的安定を見るや、次は国内の安定をはかり、科挙による文官任用に尽力し文治国家の体裁を整えるなど守成に努めた。<sup>6)</sup>その最中、太宗は李昉に車服制度の整備を命じている。その結果、李昉は太平興国七年(九八二年)に、

(A) 太宗、太平興国七年正月、翰林學士承旨李昉等奏して曰く、「詔を奉じ、詳らかに車服の制度を定む。請うらくは從三品以上は玉帶を服し、四品以上は金帶を服し、以下、升朝官は未だ升朝せざると雖も、已に紫緋、内職を賜るの諸軍の將校は、並びに紅鞞金塗銀排方を服さんことを。升朝と雖も縁を着る者は、公服の上に銀帶を繫ぐを得ず。餘官は黑銀方團胯及び厚角帶を服さん。貢士及び胥吏・工商・庶人は鐵・角帶を服し、恩賜の者は此の制を用いず。荔支帶は本是れ内より出だし、以て將相に賜いしもの、庶僚に在りては、豈に合に僭服すべけんや。望むらくは恩賜に非ざる者は、官三品に至らば乃ち之を服するを得んことを。」<sup>7)</sup>

(B) 太宗、太平興国七年、翰林學士承旨李昉言えらく、「詔に準じて詳らかに車服の制度を定む。請うらくは升朝官は銀裝條子の鞍鞞に乗るを許し、六品以下は闇裝するを得ず、其の鞞は皆刺繡・金皮の飾りするを得ず。餘官及び工商・庶人は、並びに烏漆の素鞍に乗るを許し、猓毛の暖坐を用うるを得ず。其れ藍黃の條子を、宮禁に非ざれば乗るを得ず。士庶・軍校の白皮の鞞鞞に乗る

者は、悉く禁斷せんことを。」と。之に従う。<sup>8)</sup>

という帯(A)と鞍鞞(B)に関する規定を上奏している。これらの記事から、金銀裝飾品が身分を規定するものとして用いられていたことが分かる。当然この制度に違反する者は、身分秩序を乱す者と考えられることになる。

制度を定めれば、それを遵守させる必要があり、かくて用いられたのが奢侈禁令であると考えられる。例えば国家が服飾を規定したにも関わらず、

端拱二年十一月九日、詔して曰く、「國家先に車服の制度を定む。聞くが如くんば士庶に尚お奢侈あり、と。今後應文武の升朝官及び武臣内職、禁軍指揮使、諸班押班、廂軍都虞侯、防・團副使以上は、並びに銀裝條子の鞍鞞に乗るを得。其れ正五品以上は即ち闇裝するを許し、餘人は悉く禁ず。恩賜は此に拘らず。京官の知州・軍及び通判に充てらるる者に限りては、權に六品以下の升朝官の例に依り銀裝條子の鞍鞞に乗るを許さん。」<sup>9)</sup>

という記述があり、士庶が制度に反する贅沢をしていたことが、ここから推察できる。このような風潮が蔓延すれば国家体制としての身分秩序は崩れかねない。またこの奢侈禁令は鞍鞞を対象としていることから、Bの制度に依拠したものであることがわかり、この奢侈禁令が車服制度に基づいて発せられたものであると理解できる。

創業から守成に移行し始めた時代背景よりみて、奢侈禁令は車服制度を遵守させ、身分秩序ひいては国家の統治体制の安定化をはかるために発せられたものと考えられる。太宗朝に至って初めて禁令が発せられたのは、安定期に入り本格的に車服制度が確立したと無関係

ではないであろう。

次に禁令の項目が拡大されていく次第をみていくこととしたい。真宗・仁宗朝には、

八年三月庚子、又詔すらく、「中宮より以下、衣服は並びに金を以て飾と爲すを得ざれ。應銷金、貼金、縷金、間金、戴金、圈金、解金、剔金、撚金、陷金、明金、泥金、榜金、背金、影金、闌金、盤金、織金金線は、皆造るを許さず。」と。然れども上の好む所なれば、終に得て絶つべからざるなり。<sup>(10)</sup>

というものや、

……其れ乘輿の法物は、大禮を除きて各の舊制有り。前に依りて行用するも、内廷の中宮より已下は、並びに銷金、貼金、縷金、間金、蹙金、解金、剔金、明金、泥金、榜金、欄金、盤金、織撚の金線等に依らざれ。但し衣服に装著するに係るものは、並びに金を以て飾と爲すを得ざれ。其れ外廷・臣庶の家は、有司・有封邑を以てせず、並びに皆禁斷せよ。宜しく宰司をして前後の條貫を申明して指揮せしむべし。<sup>(11)</sup>

という詔勅が発せられ、重複するものも含めて実に多くの禁止項目が見られる。ここには物品だけではなく加工形態までも含まれているが、この傾向は既に太宗朝にあらわれ始めている。先に挙げた帯と鞍鞆に関する制度や、それに基づく端拱二年十一月九日(九八九年)の禁令では、規定・制限の対象となっているのは全て物品である。しかし同じく端拱二年にAの車服制度に依拠して発せられたと考えられる、帯や髪型を対象としたものには、

端拱二年、詔すらく、「縣・鎮場務の諸色の公人、开びに庶人・

商賈・伎術・官に係わらざる伶人は、只だ白・白衣、鐵・角帯のみを服するを許し、紫を服するを得ざれ。文武の升朝官及び諸司副使・禁軍指揮使・廂軍都虞候の家の子弟は此の限に拘わらず。

幘頭巾子は、自今高さは二寸五分を過ぎざれ。婦人の假髻は並びに宜しく禁斷し、仍りて高髻及び高冠を作るを得ざるべし。其れ銷金・泥金・眞珠もて衣服に装綴するは、命婦に服するを許すを除くの外、餘人は並びに禁ぜよ。」と。至道元年、復び庶人の紫を服するを許す。<sup>(12)</sup>

とあり、初めて銷金・泥金という加工形態が禁止対象となった。これは禁止物品の指定だけでは、多様化する金銀装飾品を網羅しきれず、禁令の拘束力の弛緩と限界が見えてきたためであろう。よって加工形態の細分化は、抑えきれない奢侈の風潮のもとで、有効に禁令の拘束力を強化・發揮し、その実効範囲の拡大をはかるために講じられた措置とも考えられるのである。

したがって、奢侈禁令は時代性や社会状況を敏感に受け止めながら発令されていたと推測できるのである。さらに、ここ太宗朝に人々の度を越した奢侈を戒めて身分秩序の維持をはかり、数種の加工形態を禁止条項とすることによって車服制度の不備を補い、より広範囲の取締りが可能となった奢侈禁令が形成されたのである。この形態は次代の真宗朝に引き継がれ、またも当時の社会状況に即応して更なる機能を追加するのである。

## 二、奢侈禁令と銅禁との比較

宋代における金の使用法は、裝飾品的なものと同様に貨幣的なものにはほぼ限定された。この問題に関しては勝山氏が加藤・古林・宮崎各氏や日野開三郎氏の論考を基にまとめている。氏は銀に関して「裝飾品よりも器物材としての需要が多い銀」と述べるに止まるが、銀も金と同じく裝飾と貨幣財の二種類に大別できるであろう。その前提にたつて、奢侈禁令がこの金銀の使用法に如何なる影響を与えたかという問題を検討しなければならない。

奢侈禁令は金銀の裝飾品的使用を取り締まるものであり、交換の媒介等の役割を禁止したものではない。したがって、名目的には金銀の使用はほぼ貨幣的なものに限定されつつあったことになる。このことから、奢侈禁令は何らかの経済的意図をもって発せられた可能性も考えられるが、経済政策として禁令を把握するには、それに応ずる内容を直接示す資料が求められる。この点を考察するために、経済（貨幣）政策である銅禁との比較を通じて分析を行なうことにしよう。

銅禁とは銅銭の流通量や存在量の減少である錢荒を防ぐために発せられたものであり、荒木敏一・曾我部静雄両氏や日野氏の論考に詳しい<sup>16)</sup>。これらの先行研究をもとに錢荒と銅禁を、そして勝山氏が整理した金銀減少の主な理由を簡単にまとめてみたい。

まず錢荒の原因についていえは

① 中国人自身が銅貨を銷毀して銅器製造の材料とする

② 外国貿易による銅貨の海外流出

③ 王安石の税制改革によって民間の銅貨が著しく欠乏  
④ 現錢の死蔵  
などが挙げられ、銅禁の内容は<sup>17)</sup>

① 銅銭の銷鑄の禁止

② 銅銭の国外流出の禁止

③ 銅器銅材私有の禁止

④ 銅器銅材私売買の禁止

などが挙げられ、金銀の減少要因としては

① 封禅費用や各種土木工事費用（真宗）

② 民間の金銀飾（真宗・仁宗）

③ 鉱産の不振（真宗・仁宗〔慶暦年間〕）

④ 商人による金銀の国外流出（真宗）

⑤ 民間での蓄蔵（真宗）

⑥ 大規模な対外戦争による支出（仁宗）

⑦ 冗官・冗兵による支出（仁宗）

などが挙げられる。銅禁の内容は何れも国内における銅銭量を確保するためのもので、最終的には銅銭の価値の安定をもたらすのである。また錢荒の原因のうち、③の王安石の税制改革を巡るものには意見の対立も見られ、また時代が異なるため、ここでは比較対象外とするが、残りの①②④⑤は勝山氏が提示した金銀の減少に関わる②④⑤と対応している。また金銀の対外的な動きであるが、真宗・仁宗朝においては銅と同じくほぼ流出傾向を示している<sup>18)</sup>。

以上のことから、金銀量と銅銭量が逼迫する理由には、極めて類似したものがあつたと考えられる。さらに

・幾つかの奢侈禁令と銅禁はともに対象素材の確保に繋がる<sup>(2)</sup>  
・金銀も銅銭と同じく、国家と民間における双方向的な関係を形成する媒介財として機能する<sup>(2)</sup>

・金銀銅は全て貨幣として使用され、装飾品としても使用できた  
・金銀銅は自然の所産であり、人為的に生産量を増加・安定させることが困難である

という共通項もある。したがって銅禁と比較することにより、奢侈禁令の経済政策としての性格が証明できるものと考えられる。その比較対象として、銭荒と金銀減少の共通要因の中でも、特に貨幣(財)量の減少を惹起したであろう「装飾品としての使用」と「国外流出」を扱うこととした。

銅禁が一時期を除いては宋の国是とされたことから、貨幣(銅銭)量の減少は憂慮すべき問題であったことは間違いない。これは補助貨幣として、すでに国家経済に組み込まれ、その通貨としての役割を確定されていた金銀に関しても該当するであろう。よって先に挙げた共通項の中でも、特に経済活動に深刻な被害を及ぼしたと考えられる両者を対象とし、奢侈禁令が如何なる作用によってこれらの事態を防ぐ効果を発揮したか検討を加えよう。そして過度の貨幣財の減少を防ぐという貨幣政策としての意味合いから、これを「奢侈禁令の経済政策としての性格」としたい。

### 1. 奢侈禁令による金銀装飾品製作の制限

金銀は鉱物としての特性から、一度装飾品とされても溶解すること  
で貨幣財への改鑄が可能である。しかし、装飾品の中には再利用が不

可能なものがあつたうえ、あまりにも膨大な量を装飾品に加工したため、金銀の運用に支障をきたしかねないという風潮が真宗・仁宗朝に見られたのである。例えば大中祥符元年のこととして、

上、輔臣に語りて曰く、「京師の士庶、邇來漸<sup>せんせ</sup>んとして奢侈を事とす。衣服・器玩、金を鎔かして飾と爲すもの多く、累りに條約を加うると雖も終に未だ禁止せず。工人、金を鍊りて箔と爲し、

其の徒日び繁し。費やす所を計うれば歳ごとに十萬兩を下らず。既に壞したれば復すべからず、浸<sup>うた</sup>以て風と成る。良に戒むべきなり。」と。乃ち三司使丁謂に詔して、舊制を申明し、告する者を募りて之に賞せしむ。自今、乘輿・服御の塗金・繡金の類も亦須らく用うべからず<sup>(2)</sup>。

とあり、真宗は年に十萬兩にも及ぶ再利用が不可能な金の消費を問題視している。表Ⅰ、Ⅱを見てもこの十萬兩という数がいかに膨大な量であったか推察できよう。このような金の浪費は貨幣財量の減少をきたす可能性がある。よって国家は装飾品の製造を禁止することにより、金銀の消失を防ごうとしたのであろう。

真宗朝には官民における奢侈が目立ち、大量の金銀が装飾品化されていたが、この風潮は仁宗朝になっても変わらず、

……然るに是の時、海内承平たること已に久しく、民間の習俗、日<sup>ぜんせ</sup>び漸<sup>ぜんせ</sup>んとして侈靡たり。金を糜やし以て服器を飾る者、勝<sup>せんせ</sup>て數うべからず。重ねて禁ずるも能く止むる莫<sup>せんせ</sup>し。

という数え切れないほどの民間における金装飾の流行や、

太常少卿直昭文館開封の扈僞言えらく、「京師は天下の本たり。而るに士民の僭侈すること法無し。室居・服玩は競いて華靡を爲

し、珠璣・金翠は路衢を焔耀し、一襲衣は其の直袖だに千萬のみならず。請うらくは之を條約せんことを。」と。壬戌、詔すらく、「兩制は禮院と同一に詳らかに制度を定めて以聞せよ。」と。

という伊達くらべとでも言うべき風潮が見られ、民間の奢侈は止まることはなかった。この様な状況の中、金銀の裝飾品としての使用が問題視され、例えば李靚は上申の中で、

……金盡く出でて用足らざるは、蓋し之を用うる者衆きためなり。……古は金銀を以て幣と爲し、泉布と竝行し、既にして稍か用いて器飾と爲す。然れども亦未だ甚だしくは著しからざるなり。今や翕然として之を用い、品制有る亡し。閭閻を守る者、唯だ財是れ視し、飲食・頽沐の器より玩好の具まで、或いは飾に或いは作るに必ず白金を以てす。斤を連ね鉤を累ね、多きを以て恆と爲す。財愈雄となれば則ち至らざる所無し。天下を擧げて皆然るが故に、金盡く出ずると雖も用益す足らざるなり。

金がいくら採掘されようとも不足するのは、様々な器物や裝飾の材料として金銀が多用されるためであると述べる。これはあくまで李靚の一意見ではあるが、仁宗朝にも多くの金銀が裝飾品として消費されたと考えてよからう。

また極めて重要な問題として、奢侈禁令の対象となっている物品は金銀共に箔やメッキなどが極めて多いことが挙げられる。大中祥符三年（一〇一〇年）のこととして、

三月、監察御史寇玘言えらく、「在京の市肆の賣る所の銀器の屬、多くは雜じうるに銅を以てす。蓋し自來、條約を失い、廂巡の得て以って通容するを致せばなり。乞わんと欲すらくは、特に

救命を降し開封府に下して、諸廂をして界嚴し、切に覺察・斷絶せしめ、諸色の人に告捉して官に入れ、行人を勒して看驗せんことを許さん。……所有行鋪、自前に下次の銀を打造したる物は、一月の内を限りて好銀を烹鍊するを與し、限滿つるも改變せざる者は、竝びに告捉施行するを許さんことを。」と。之に従う。

という記事があり、銀器に銅を混入するという違法行為に端を発し、これを厳しく取り締まったことが記されている。ここで注目したいのが「一ヶ月以内に違法銀器を鎔かして好銀を取り出させ……」という部分である。つまり器飾であれば一度加工しても、再び原材料の状態に戻すことができた、すなわち貨幣財としての再利用が可能であったといえる。禁令の中で器飾が対象となったものは淳化元年（九九〇年）の一件だけであり、しかも製造禁止ではなく、左藏庫所藏の金銀器皿を毀たせたものである。この禁止物品の偏りから、奢侈禁令の対象はその大半が「再利用が不可能な裝飾品」であった可能性が強いと類推されるのである。

以上のことから、裝飾品としての使用が貨幣財量としての金銀の減少を惹起したと考えられる。貨幣財として銅銭を補充することが出来る金銀である。特に絶対量の少ない金に関しては、それが裝飾品として、貨幣財への改鑄が不可能な状態で消費されることは国家にとって憂慮すべき問題であり、それを奢侈禁令によって抑止しようとするのは、正に銅禁における「銅銭の銷鑄の禁止」と軌を一にするものであろう。

## 2. 奢侈禁令による金銀裝飾品の国外流出抑制

金銀の国外流出は一時的な流通量の減少や保有の偏りなどではなく、国内における絶対量の減少、ひいては価格騰貴をも引き起こしたようである。このことは真宗朝にも問題視されており、大中祥符元年（一〇〇八年）のこととして

時に京城の金銀の價貴し。上以て權三司使丁謂に問わば、謂言えらく、「西戎・回鶻の市う所と爲り、蕃に入ればなり。」と。

とあり、すでに大中祥符元年の時点で国外への流出が原因で金銀価格は上昇しつつあったことが推測でき、またこの歳に初めて金銀の供出を伴う奢侈禁令が発せられている。そしてこの後、金価格は上昇を続け、表Ⅲに示した如く大中祥符八年（一〇一五年）に金価格は景德四年（一〇〇七年）の倍にまで高騰した。そして同年に再び金の供出を伴う、

八年、詔すらく、「内庭は中宮より以下、並びに銷金、貼金、間金、戴金、圈金、解金、剔金、陷金、明金、泥金、楞金、背影金、盤金、織金、金線撚糸もて衣服に装著するを得ず。並びに金を以て飾と爲すを得ず。其れ外庭・臣庶の家は悉く皆禁斷せよ。

臣民の舊より有する者は一月に限りて回易するを許さん。……官司の陳狀を経て勘會し、實に詣らば聞奏し、方公憑を給し、三司に詣りて収買せしめよ。其れ明金もて假果・花板・樂身の類を装うもの、應金を装彩の物と爲すばあいは、降詔の前、已に有したるは更めて毀壞せず、自餘は悉く禁ぜよ。違う者は犯人及び工匠は皆坐せよ。」と。

という、詔が発せられた。ここで注目したいのが「一月に限りて回易

表Ⅰ 金銀の収入と支出 (単位：両)

西暦	元号	皇帝	金		銀	
			収入	支出	収入	支出
997年	至道三年	太宗	14800	14870	376000	620000
1021年	天禧五年	真宗	14400	13500	883900	580000
?	熙寧中	神宗	37985		2909086	

表Ⅱ 金銀の歳課 (単位：両)

西暦	元号	皇帝	歳課	
			金	銀
997年	至道三年	太宗	若干量	145000
1021年	天禧五年	真宗	10000	882000
?	皇祐中	仁宗	15095	219829
?	治平中	英宗	5439	315213
1078年	元豐元年	神宗	10710	215385

※歳課に関しては産出量に和買・丁税・課利などの諸税を含むか否かの問題がある。

※また天禧の歳課銀は丁税・課利折納・互市所得を含むと考えられる。

(表ⅠⅡ 典拠 加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』)

するを許さん」という部分である。一ヶ月以内なら売却しても良いということとはつまり、その期間が過ぎてしまえば、以後はその取引をも禁止されたと推測できる。したがってこの禁令は金裝飾の製造・着用禁止のみならず、その取引さえも禁止したことになる。そしてまたこれを裏付ける史料として、

己亥、詔すらく、「近ごろ銷金を禁ずるに、北境の人は権場に至るも、未だ條式を知らず、或いは違禁の物を賣り、近邊の商旅と貿易するを慮る。宜しく知雄州の李允則をして意を以て北境に諭

表Ⅲ

西暦	元号	皇帝	金 価	銀 価	金禁令	銀禁令	金銀禁令	銅銭歳鑄額(萬貫)
?	?	太祖	10000					
975	開宝八	〃						7
977	太平興国二	太宗	10000					
〃	〃	〃	8000					
989	端拱二	〃			1	1		
990	淳化一	〃					1	
995	至道一	〃			1			80
998	咸平一	真宗	5000	800				
999	〃 二	〃	〃	〃	2			
1000	〃 三	〃	〃	〃				125
1001	〃 四	〃	〃	〃			1	
1002	〃 五	〃	〃	〃	1			
1003	〃 六	〃	〃	〃				
1006	景德三	〃			1			
1007	〃 四	〃	5000	1000				183
1008	大中祥符一	〃			2		2	
1009	〃 二	〃			1		1	
1011	〃 四	〃			1			
1012	〃 五	〃			1		1	
1013	〃 六	〃					1	
1014	〃 七	〃			1			
1015	〃 八	〃	約 10000	約 1600	4			125
1018	天禧二	〃			1			
1021	〃 五	〃						105
1022	乾興一	仁宗					1	
1026	天聖四	〃	8900	2000				
1030	〃 八	〃						約 100
1035	景祐二	〃			1			
1036	〃 三	〃			1		1	
1040	康定一	〃		2000	1			
1042	慶曆二	〃			1			
1043	〃 三	〃			1			
1045	〃 五	〃						300
1046	〃 六	〃		約 3000				
1050	皇祐二	〃						146
1065	治平二	英宗						170
1066	〃 三	〃			1			
1068	熙寧一	神宗			1			
1075	〃 八	〃	10000	1600				
1076	〃 九	〃	10000	1400				
1077	〃 十	〃						373
1080	元豊三	〃						506
1086	元祐一	哲宗	10000					
1087	元祐二	〃	〃		1			
1093	〃 八	〃	〃		1			
1104	崇寧三	徽宗	10000	1250				
1105	〃 四	〃	〃					約 289
1111	政和一	〃	〃		1			
1119	宣和二	〃	〃					約 300
1126	靖康一、正月	欽宗	20000	1500				
〃	靖康一、五月	〃			1			
〃	靖康一、十二月	〃	32000	2200				
1127	靖康二、正月	〃	35000	約 2500				
〃	靖康二、二月	〃	32000	2500				

※金銀価は、それぞれ一両あたりの銅銭（単位：文）との交換レートを示している。

典拠・荒木敏一「宋代の銅禁－特に王安石の解禁の銅禁撤廃の事情について－」

- ・加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』、第七章「唐宋時代に於ける金銀の価格」
- ・日野開三郎『東洋史学論集』巻六、第二部「銅鉄銭問題の研究」
- ・宮崎市定『五代宋初の通貨問題』、第四章第三節「金銀価格の変遷」

せしめ、仍りて降したる所の詔を繰し、之に付せしむべし。」と。<sup>36)</sup>

という詔がある。この「近ごろ銷金を禁ずるに」というのは恐らく大中祥符八年五月壬午、つまり五月三日の禁令と考えてよいが、それから一ヶ月も経たない五月二十日にはこのように禁令を徹底させている。<sup>37)</sup>この北境とは「意を以て北境に諭せしめ」とあり、命令の伝達先が宋の国内であることがわかり、また榷場であることから取引の相手は恐らく外国である。するとこの詔で問題視されているのは榷場において宋の商人が「違禁の物」すなわち銷金の禁止を守らずに加工した金裝飾品を外国に対して売却していることとなる。

以上のことから、奢侈禁令は裝飾品の製造・着用禁止と共に、対外取引をも禁じていたといえる。禁令が度々発せられようとも金銀裝飾品の製造・着用は官民ともに止まなかったことに鑑みれば、たとえ一たび禁止・回収されようとも、新たに金を用いて裝飾品が製造されるに至ることは想像に難くない。違禁の品といえども国内に存在する以上、回収して国家の財とすることも可能であり、新規製造の抑制ともなろう。よって国外流出抑制は「現存する価値財」を保持し、「将来、裝飾品化される可能性のある貨幣財」を確保する手段となる。その点から、貨幣である銅銭の国外流出を防止した銅禁と、国外流出を防止し貨幣財となりうる金の確保を図った奢侈禁令は極めて類似した性質を持つものと考えられるのである。

### 3. 奢侈禁令による金銀裝飾品の国内取引の制限

売買という行為は、生産・消費・流通という経済の根本要素を結び

付けるものであり、自由な売買は経済活動を活性化させる。これは恐らく奢侈禁令にも適応できるであろう。禁令によって金銀裝飾品の製造・着用・対外取引が禁止されているにも拘らず、国内取引だけが無制限に認可されるということは考え難い。<sup>38)</sup>すなわち、売買の禁止は明文化せずとも、奢侈禁令に与件の事として含まれていたと考えられるのである。金銀裝飾品の売買制限を明示しているものは少ないが、大中祥符五年（一〇二二年）に、

癸亥、詔すらく、「諸州の金箔を轉賣する人は并びに元犯の人より罪を減ずること一等。決し訖わらば、衆めしむること半月ならしめよ。」と。時に杭州の民周承裕、私に金を鍊りて箔と爲す。

鄭仁澤なる者あり、嘗て市い千枚を得て人に轉鬻す。事敗れ、全家徙配せらる。是に及んで、本路の轉運使陳堯佐上言すらく、「情異なるに罰同じゅうし、咸遠郡に徙さば、恐らくは欽恤の意を傷なわん。」と。故に是の詔有り。<sup>39)</sup>

という記述が見られる。これは金箔を製作した者が罰せられるという奢侈禁令の適用例であるが、製作者と販売者の罪に格差が設けられている。またこの後には先ほど示した大中祥符八年五月壬午の記事があり、金銀裝飾品の売買に制限があったことが分かる。そして仁宗朝には、

乾興元年五月、詔すらく、「溪洞下溪州教練使の田遂等、京の進奉より回り辰州に至るの日、池鎮務の點檢したるに金漆銀装の椅子一雙有り。是れ本州刺史彭儒猛、装造せしむると稱す。宜しく開封府をして、厳しく指揮を行なわしむべし。在京の行鋪・商販の人は、自今、外道の進奉の人員并びに溪洞の蠻人と、制度を違

越したる器用を製造すること、及び禁権の物色を買賣するを得ず。夾帯して將に本道に歸らんとするは、人の陳告するを許し、竝びに當に決配すべし。」<sup>⑧</sup>と。

という、制度に違反した器用の製造や政府専売品の売買を禁じた詔があり、これは金銀細工の物品の持込が発端となっていることから「制度を遠越したる器用」や「禁権の物色」は奢侈禁令によつて禁止されてきた金銀裝飾品の可能性が高い。断定は差し控えるが、これもまた金銀裝飾品の売買禁止を示唆したものであろう。

売買の抑制は、生産・流通・消費それぞれの現場から現場への経路を遮断することに他ならない。それだけでは金銀量の確保を図ることは難しいが、物品の移動を抑止することで製造・着用・対外取引禁止等の禁令の拘束力を強化する効果は充分期待できよう。この政策内容は禁止対象となつた裝飾品の取引制限という点で、銅禁における「銅器銅材私売買の禁止」と同じ性格を有していると考えられるのである。

#### 4. 奢侈禁令の機能の追加

このような奢侈禁令による金銀裝飾品の「製造」「対外取引」及び「国内取引」の制限は、大衆の経済行動や消費生活による需要量と金銀産出量などのギャップから生じ、それが国家経済や社会生活に大きな影響を与えていたと考えられるのである。当然、銅銭は鑄造貨幣、金銀は秤量貨幣という差異が存在し、多くの奢侈禁令が車服制度などを根拠としているため単純な比較は避けなければならないが、貨幣及び貨幣財の裝飾品加工への抑制と国外流出抑制をはかるという点にお

いて両者は共通する。したがって、貨幣財の一定量確保という意味での「経済政策としての性格」が奢侈禁令にあつたという指摘が可能なのである。すなわち奢侈禁令と銅禁の比較からは

・ 銅 禁→銅材と銅銭の量を維持して価値を安定させる。  
・ 奢侈禁令→金銀の量を維持して価値を安定させる。

という構図が想定できる。しかしながら、大中祥符元年から八年までに金価格が高騰した理由には、勝山氏も指摘するように、禁令に「金の国家への供出」という特異事項を付加させたことが考えられる。ちなみに大中祥符年間以後、再び禁令に供出が付加されたことは無かつた。また禁令が頻発されていることから、あまり遵守されていなかったことも要因の一つとして考えられる。

太宗朝では太祖朝より蓄積された金銀を大量に放出しており、<sup>⑨</sup>その点からみて金銀の不足による奢侈禁令とは断定しがたい。それに対して真宗・仁宗朝では金銀の不足から奢侈禁令を発した場合が多い。よつて、奢侈禁令に経済政策としての機能が付加されたのは、真宗朝以降と見るべきであろう。ただし、禁令の条項に大幅な改変は見られず、車服制を根拠としていることから「身分秩序の維持」という目的が失われ、純粋な経済政策となつたとは考え難い。真宗朝以後は、発令当時の社会状況や経済状況により、「身分秩序の維持」もしくは「貨幣財の確保」のどちらに比重がかかるかによつて、禁令の語句が変化するようになったと考えられる。要するに、太宗朝では身分秩序を維持させることを主目的としていた禁令は、真宗・仁宗朝になると「裝飾品への加工や国外流出に起因する、貨幣財である金銀の絶対量の減少防止」という経済政策としての要素が加わつたものと考えられ

る。<sup>42</sup>そしてその政策内容は金銀裝飾品の製造と取引の禁止を定め、時として金の回収などを加えながら、貨幣財としての金銀の数量維持をはかったものと考えられるのである。

### 三、奢侈禁令の発令件数

奢侈禁令の件数は、真宗・仁宗朝をピークとして神宗朝以降は減少、もしくは時期的な偏りを見せるようになる。ここでは奢侈禁令の本質をより理解するため、経済・社会・政治というカテゴリーに分類し、北宋朝の過去の発令要因を参考としながら、神宗朝以降の件数の減少と偏りをめぐり検討を加えてみたい。

まずは経済的要因から考えてみることにする。真宗・仁宗朝の発令動機として、金銀量の減少が挙げられる。その主たる要因の一つに金銀の国外流出があるが、神宗朝になると、それを特に問題視した記事は管見の限り見あたらない。さらに表Ⅰ、Ⅱに示した北宋の金銀収入を見ると、神宗朝は太宗や真宗の頃と比べ大幅な増加を見せており、これも奢侈禁令が減少した一因として想定される。

この収入増加の理由の一つとして、財政上における金銀使用の活性化が考えられる。神宗朝は金銀の活発な使用がなされた時代とされているが、この背景には『樂全集』卷二十三に「夫れ、金帛は輕貨にして緩急に集め易し」と記された、輕貨としての利便性をもつての活用もある。神宗朝には宋の国是ともいえる銅禁が一時的に解除された<sup>44</sup>が、その一方で蓄藏や銷鎔それに国外流出による錢荒が更に悪化している。<sup>45</sup>いかに銅錢鑄造量が増加しようと、流通量や絶対量が減少す

れば必然的に他の貨幣財へ依存せざるを得なくなる。ごく一例に過ぎないが神宗朝においても、

又、發運司、六路及び京東轉運司に詔し、封樁の茶本・租税の錢を金、銀、綿、絹に易えて京に上らしむ。<sup>46</sup>

というように、その特性が経済活動に有利に働いていたことが分かる。北宋では銅錢が不足すると、代わりに他の貨幣財をもってこれを補おうとし、その中に金銀も含まれていた。<sup>47</sup>金（銀）の輕貨としての利便性は神宗朝に限ったものではないが、錢荒の被害の著しかった神宗朝に、銅錢不足を補いうる金銀の収入が増加した理由として、金銀使用の増加もあつたと推察できよう。そして、このように金銀自体の収入が増加したことも、奢侈禁令によって金銀量を保護する必要性を低下させたと考えられるのである。

次に社会的要因を奢侈の伝播と禁令の理念の面から考えてみたい。上層階級の奢侈は下層階級に対して影響を与えるものであり、<sup>48</sup>徽宗朝においても、

宣和の季、京師の士庶、競いて鵝黃を以て腹圍を爲り、之を腰上黃と謂う。婦人の便服は衿紐を施さず、束身は短製にして、之を不製衿と謂う。宮掖より始まり、未だ幾ばくならずして國を通じて皆之を服す。明年、徽宗内禪して上皇と稱し、意に青城の邀有り、而して金虜の華を亂し、制すること能はざるに卒る。斯も亦服妖の比<sup>49</sup>なるかな。

として、開封の士庶が宮廷の服飾に倣っている。このような奢侈の傾向を有効に抑制するためには、皇帝や官僚達が率先して奢侈を慎まなければならぬ。<sup>50</sup>富弼は奢侈禁令に関して、

富弼等釋して曰く、「國の奢を去るは上の者より始むれば則ち天下化に従わざるは無し。況や禁を去ること嚴明なるをや。眞宗朝、銷金の服を禁ずること甚だ謹む。然るに、累りに制令を下せども犯す者絶えず。故に内なれば則ち宮中已下に詔し、外なれば則ち大臣の家よりし、悉く金を以て衣服を飾るを得ざらしめん。復た嚴憲を申べ天下に布かば、此れより更に犯す者無からん。蓋し上の者より始むれば法禁明らかなり。」と。

と述べており、奢侈を有効に取り締まるには上層階級から節儉に努めるべきであるとしている。このような点から、徽宗朝の官民が度々の奢侈禁令（金銀を対象としないものも含む）にもかかわらず、奢侈を続けた理由が理解できよう。つまり花石綱や万歳山の造営などの贅沢を極めた徽宗がいくら「奢侈を控えよ」と命じたところで、確たる効果を發揮したとは考えにくい。しかし一方では、皇帝の奢侈が民間の文化にも大きな影響を与え、それが『東京夢華錄』などに見られる高度な消費生活を持続させた一因でもあろう。

奢侈禁令の根底には度を越した奢侈を戒め、それと共に身分秩序の維持をはかる目的がある。すると奢侈禁令減少の要因を考えるには、この奢侈問題そのものを探る必要があるが、神宗朝のこととして、

都提舉市易司賈昌衡等言えらく、「金寶は衣食の資する所に非ざれば、但だ當に其の侈僭を禁すべきのみ。若し糜壞すること有れば、舊法は之を致すに死を以てすれば、則ち罪を論ずること太だ重く、募るに厚賞を以てせば、則ち禁を爲すこと太だ密やかなり。今新敕は止だ銷を以て飾と爲す者を坐するのみ。さすれば則ち舊法已に刪改され、其の金銀を糜壞するは、蓋し已に禁ずる無

し。然れども民、尚お前法に循い、未だ敢えて通用せず。已にして本司をして金銀箔を造りて出賣せしめん。」と。上、批すらく「市易務の箔金は宜しく出賣を罷むべし。已に成るものは後宛に於いて折換を作すを聽さん。」と。

という記述が見られる。ここで注目したいのは傍線部分の「今はただ銷金裝飾を禁じるだけなので、過去の奢侈禁令は既に刪改され、金銀の浪費は禁止されていないと考えられる。それにも拘らず、民衆は過去の奢侈禁令に従い金銀の浪費をしていない」ということである。この糜壞というのは、再加工が不可能な裝飾を惜しむべきこととした眞宗・仁宗朝の例から見て、恐らく裝飾品などとしての使用を指していると思われる、意味としては金銀を裝飾品として利用しなかつたということとなる。もちろん依然として銷金裝飾が禁じられていることから、旧法に従って全ての浪費が無くなったとは考えられないが、過去の禁令が民衆の奢侈をある程度抑制し、民衆自身もそれを受け入れたものと考えられる。そしてこの度を越した奢侈が減少したことも、奢侈禁令が減少した要因の一つとして挙げられよう。またこれに類似した事例は徽宗朝にも見られる。当時の民間の奢侈を知るものとしては、

七年、臣僚上言すらく「輦轂の下、侈靡に奔競し、未だ革まらざる者有り。居室・服用は壯麗を以て相誇り、珠璣・金玉は奇巧を以て相勝る。獨だ貴近のみならず、比比紛紛たりて、日び益す滋きこと甚だし。臣嘗て之を考うるに『申令法禁、具ると雖も、其の罰尚お軽く、有司玩習し、以て此に至れり。』と。民庶の家の如きは輦に乗るを得ざるも、今京城内の暖輦、命官に非ざれば富

民・娼優・下賤に至るまで、遂に以て常と爲れり。竊かに見るに、近日内禁に赴き乗りて以て皇城の門に至る者、奉祀に乗りて宮廟に至る者有り、坦然として畏避する所無し。臣妄りに以爲えらく、禮を僭え分を犯すは、禁ずるも亦以て緩めるべからず。」と。是に於いて詔し、品官に非ざれば暖轡に乗るを得ざらしむ。

是より先、權發遣提舉淮南東路學事の丁璣言えらく、「衣服の制は尤も緩めるべからず。今閭閻の卑、娼優の賤、男子は犀玉を服帶し、婦人は金珠を塗飾し、尚お僭修するもの多く、未だ古制と合わず。臣恐るらくは、禮官の議する所、止だ大典を正すのみにして、未だ此に及ぶに違はず、と。伏して願わくは明らかにか有司に詔し、嚴しく法度を立て、古を酌みて今に便し、義を以て禮を起ごさんことを。閭閻の卑をして、尊き者と榮を同じうするを得ざらしめ、娼優の賤をして、貴き者と麗を並ぶるを得ざらしめよ。此の法、一たび正さば、名分自ずから明らかとなり、澆偷を革め以て忠厚に歸せん。豈に之を小補と曰わんや。」と。

という記述があり、開封での奢侈や、それが車服制度に違反することが指摘されている。このように徽宗朝には階層を越えた奢侈がなされていたわけであるが、熙寧八年（一〇七五年）で見られた民衆の自主的な奢侈抑制の態度が完全に失われていたわけではないようで、

其れ賣藥・賣卦は皆冠帶を具え、乞丐に至るまで、亦規格有り。稍か懈怠するが似きは、衆の容れざる所なり。其れ士農工商の諸行、百戸の衣裝は各の本色々らば、敢えて越外せず。

とあるように、社会的身分や職業によって服装が決まっており、それを蔑ろにすれば相手にされないという社会的慣習が大きく作用してい

る。ここから徽宗朝下の人々は国家が定めた制度とは恐らく別に、自らのコミュニティ内の職業・身分秩序を形成していたことが分かる。これが果たして熙寧八年の記事のように、奢侈禁令による取締りの影響かどうかは分からない。しかし神宗朝以降（もしくはそれ以前から）、民衆は国家が規定した身分制度に違反するほどの奢侈を行う一方で、服飾を通じて社会生活のルールを自ら形成し、許容と排斥という奨励・罰則をもって秩序維持をはかったのであろう。

では最後に政治的要因について考えてみたい。神宗・哲宗朝の奢侈禁令の発せられた時期を見ると、一定の偏差が存在した可能性があり、それを簡単にまとめると次のようである。

神宗・王安石が参知政事に任命された熙寧二年（一〇六九年）から、同中書門下平章事を辞する熙寧七年（一〇七四年）までの期間は一件も奢侈禁令はなく、再任された熙寧八年から、中央を離れ江寧に退く熙寧九年までには、金銀を対象としな

いものが一件あるのみである。

哲宗・哲宗朝の奢侈禁令は、旧法党が枢機を掌握していた元祐年間と、哲宗が崩御した翌月の元符三年二月（一一〇〇年）の二回であり、新法党支持であった哲宗の親政期間中（紹聖年間）には発令されていない。

この偏りを見る限り、奢侈禁令の発令には新法・旧法の党派問題が介在した可能性が考えられる。哲宗朝のものであるが、

戊午、御史中丞李之純言えらく、「臣僚上言し、嚴しく制度を立て、以て奢侈の源を絶ち、邪修を杜絶し、以て風俗の厚きを成さんことを乞う。閭巷の庶人に至るまで、錦綺を服し、珠璣を佩

し、居室は宏麗にして、器用は僭越なれば、皆禁止すべし。……として過度の奢侈の現状を述べ、続けて真珠に関する禁令の再施行を求め、その後に、

……及び民間、諸般の金飾の物を服用し、浮修尤も甚だし、而れども條貫は止だ銷金を禁ずるのみ。其れ鍍金、貼金の類は、皆是れ至寶を糜壞し宮掖を僭擬するものなり。往年の條禁甚だ多く、亦乞うらくは修立して銷金の法の如くにせんことを。」と。詔して鍍金、貼金の類は、禮部をして舊條を檢舉せしめ、珠子は戸部をして相度りて以聞せしむ。

として金銀を対象とした奢侈禁令を論じている。この上奏文は旧法党が政治の表舞台にあつたときのもので、しかも李之純は元祐党籍碑にも名を連ねられた旧法党人である。ここからも金財を対象とした奢侈禁令は旧法党色の濃い政策であつたと考えられる。そして時代をくだり、欽宗朝になると

靖康の初め、舒王安石を宣聖に配享するを罷め、復び春秋博士を置き、又銷金を禁ず。時に皇弟肅王、虜に使いし、其の拘留するところと爲り、未だ歸らず。种師道、虜を撃たんと欲するも、議和既にして定まり、其の去るに縦し、遂に防禦の備えを講ぜず。太學の輕薄の子、之が爲めに語りて曰く「肅王を救げずして舒王を廢し、大金を禦がずして銷金を禁じ、防秋を議せずして春秋を治す。」と。

という記述が見られる。ここでの銷金とは、春秋博士を置いた後のことなので五月十日の「士庶の家に銷金を以つて飾と爲すを禁ず。」という禁令である。欽宗朝は旧法党復権の時代であり、それが王安石の

配享を解除し、春秋博士を設置した理由である。そして「又、銷金を禁ず」とあるため、これも旧法党政治を実施する一環として扱われていたと推論できる。よつて神宗朝以降、特に金財を対象とした奢侈禁令には、新旧両党派の政治理念が深く関わつたものと考えられるのであるが、その点に関してはあらためて考察することとしたい。

#### おわりに

以上、北宋朝の禁令を考察してきたが、今一度整理してみよう。太宗朝の奢侈禁令は車服制度の遵守と身分秩序の維持を主目的としていたのに対し、真宗・仁宗朝における経済の困窮を受けて、経済政策的要素（貨幣財の裝飾品化・国外流出・国内取引の制限）を追加するに至り、また供出という直接的な財貨獲得方法を付加させるに至つた。神宗朝以降、禁令の発令件数は減少の一途を辿ることとなつたが、この理由は金銀量の安定や、人々の自主的な職業・身分秩序の形成、そして恐らくは新旧両法党の政治理念の差異などが複合的に組み合わさつていた事情が考えられた。禁令は北宋初期の段階から、政治・経済・社会問題を敏感に受け入れ、その変化に応じて時代に適應する形態をとり、特に真宗朝以降に付加された貨幣財を保護する経済政策としての機能は、今後、貨幣経済を総合的に理解する上で見逃すことは出来ない。しかし、ついに北宋末期に至るまで、奢侈を禁止するという意味においては思うほどの効果はあがらなかつた。このような状況は人々の富を渴望することが、国家の規制力に打ち勝つという事実を表象しており、北宋社会の生き生きとした、また生々しい様相の一断面

を見せてくれるものである。加えて言うなら、北宋朝の奢侈の風潮は、その成熟した文化と共に南宋朝に引き継がれ、高度な消費生活を求める人々と、それを奢侈禁令によって抑制しようとする国家との闘ぎあいもまた引き継がれるのである。

本稿では北宋における、従来奢侈禁令とされてきたものを考察したが、その一つの帰結点として「奢侈禁令機能の限界」を考えるべきであろう。奢侈禁令は車服制度に大きく依存していることから、身分秩序の維持という問題を考えざるを得なくなる。しかし奢侈の実態は緒言に示した宮崎・斯波両氏の論考の如く、装飾品に限ったものではなく、食物に関しても北宋当時から問題視されている。しかしながら金銀以外の禁令を見ても、取り締まられるのは装飾ばかりである。これは恐らく贅沢を規制する名目として法的に完備しているものが、車服関係に限定されるためであろう。本稿で見てきた真宗・仁宗朝における禁令は、経済政策としての性格が備わっているとはいえ、名目は車服制度に依拠している。一つの禁令によって「身分秩序の維持」と「貨幣財量の維持」という二つの目的を果たそうということは至極当然なことと考えられるが、ここに奢侈禁令の限界が見えるのではないであろうか。つまり、車服制度を根拠とする限り、抑制の対象として食物を含む奢侈全般に及ぼすことが不可能だったのではないかということである。今後はこの視座に立ち、奢侈の抑制方法を奢侈禁令だけに見るのではなく、マクロ的な視点で消費活動全般を通覧し、その抑制実態を把握することが必要となろう。また、北宋全時期を通じた経済発展の長期的変動と、ここで見てきた北宋期の奢侈禁令の変遷とを比較し、その因果関係を探ることも奢侈像の把握に必要な作業である

う。それに関しては今後の課題としたい。

注

『續資治通鑑長編』は「長編」、『宋會要輯稿』は「宋會要」と略記した。

(1) 加藤繁「唐宋時代に於ける金銀器飾」(『唐宋時代に於ける金銀の研究』第六章、東洋文庫、一九二五年)を参照。

(2) 宮崎市定「中国に於ける奢侈の変遷―羨不足論―」(『アジア史研究』第一巻、同朋舎出版、一九七五年)を参照。

(3) 斯波義信「社会と商業」(『宋代商業史研究』第七章、風間書房、一九六八年)を参照。

(4) 勝山稔「北宋代における奢侈禁令の考察―真宗代の金飾禁令集中と公私経済に於ける金の集散―」(『東方学』第九二輯、一九九六年)、同氏「北宋代に於ける奢侈禁令実施とその構造について―仁宗代の各種禁令施行の要素とその変化―」(『社会文化史学』三六、一九九六年)を参照。

(5) 本稿では、禁令が国家という団体の経済活動のみならず、民間という言わば個人における金の使用にも大きな影響を与えたという観点から、財政政策ではなく経済政策とする。

(6) 太宗は国内の安定化を図る一環として、科挙制度の整備のほかに書物の編纂事業なども行なっている。この問題に関しては多くの業績が残されているが、最近では塩卓悟氏が「宋太宗の文化事業―『太平広記』を中心に―」(『比較文化史研究』第五号、二〇〇三年)において、『太平広記』の編纂を巡る政治・人事問題を論考している。

(7) 『宋史』卷一百五十三、輿服五、太平興國七年正月條(太宗、九八二年)

(8) 『宋史』卷一百五十、輿服二、太平興國七年條

(9) 『宋會要』輿服志四一五、端拱二年十一月九日條(太宗、九八九年)

(10) 『燕翼詒謀錄』卷二、大中祥符八年三月庚子條(真宗、一〇一五年)

(11) 『宋大詔令集』卷一百九十九、慶曆二年五月戊寅條(仁宗、一〇四二

年)

(12) 『宋史』卷一百五十三、輿服五、端拱二年條

(13) これは宋代に入り、金銀の裝飾方法が発達したことが理由の一つとして考えられる。この問題に関しては加藤氏が前掲書の四六一頁、四六二頁で「金器飾も益流行したが、取分け銷金貼金等の鍍金裝飾が大に発達し、其の為に金を糜することが多かったので、一般金器飾は姑く置いて、鍍金の禁止に全力を傾けたのであろう。」として、鍍金裝飾の發展を示唆している。また、古林森廣氏も「宋代の金銀

細工業—金銀匠と金銀鋪—」(『明石工業高等専門学校研究紀要』第一五号、一九七三年)において、金銀鋪・金銀匠・文思院における金銀裝飾の発達や生産システムを明らかにしている。これらの先行研究から宋代における金銀裝飾法の発達を窺い知ることが出来る。

また勝山氏は太宗の金銀放出政策により民間に大量の金銀が流通したことが、民間における金飾の普及の端緒が開かれた要因としているが(前掲『東方学』論文、第七頁を参照)、これも金銀裝飾品の多様化に結びつこう。

(14)

勝山氏『東方学』論文を参照。また氏は第六頁、七頁において金銀の使用法を述べる中で、宮崎氏の論考を基に太宗以降のこととして「周知の如く宋代では銅銭の国外流出や「銭荒」と称された粗悪銭の横行と良銭の器物への改鑄など、主貨幣である銅銭は常に多くの不安定要因を抱えており、以後金銀は公私の経済に不可欠な貨幣材へと位置付けられたのである。」として、銅銭の減少を補うために金銀が使用されたとしている。

(15)

加藤氏の論考(前掲書、第二、三章及び第六章)からもわかるように、基本的には両者の使用方法に差は無い。銀が金よりも幅広い階層の人々に使用される傾向が見られ、また宮崎氏(『五代宋初の通貨問題』第二三五頁、星野書店、一九四三年)が銀は金以上に貨幣的用途があったとしているのも、存在量が多く、またそのために同一重量あたりの価格が金よりも低く小額取引に適していたからであろう。また勝山氏の述べる裝飾と器物の差異であるが、

禁民間造銀鞍瓦及金錢、又禁盤蹙金錢。

〔長編〕卷四十八、咸平四年正月丙寅條(真宗、一〇〇一年)

というように裝飾も器物も共に扱っていることや、

大中祥符元年、三司言「…自今金銀箔線、貼金、銷金、泥金、蹙金線裝飾什器土木玩用之物、竝請禁斷、非命婦不得以爲首飾。…」  
『宋史』卷一百五十三、輿服五、大中祥符元年條(真宗、一〇〇八年)

というように金銀の裝飾加工方法を併記していることから、奢侈禁令においては金銀の立場は同じものと考えられる。よって、奢侈禁令を見る限りは金と銀を同列に扱っても問題は無いものと考えた。このことから本稿において裝飾と表記している場合は、器物も含むものとする。また金禁令が銀禁令より発令件数が多いことも、恐らく絶対量の差にあるものと考えられる。表のⅠ、Ⅱを見れば収入・支出ともに銀の方が多く、ここから生産量・消費量・流通量に関しては銀のほうが勝っていたことが推測できよう。すると浪費による数量の逼迫は金のほうが顕著に表れるものと考えられ、そのために量的余裕のある銀よりも金に対する取締りが頻発したと考えられるのである。

(16)

荒木敏一「宋代の銅禁—特に王安石の解禁の銅禁撤廢の事情について—」(『東洋史研究』第四卷、第一号、一九三八年)、曾我部静雄「宋の銭荒」(『文化』第三卷、第三号、一九三六年)、日野氏(『東洋史学論集』卷六、第二部「銅鉄銭問題の研究」、三一書房、一九八三年)を参照。

(17)

日野氏は銅銭を対象とした禁令と銅材を対象とした禁令を、それぞれ「銭禁」「銅禁」として分類している。しかし氏も「すでに述べし如く銅禁は銭禁の趣旨を徹底せしむるを主眼として設けられた禁令である。したがって両禁令は常に互助相伴の關係にあった。」として、両者は相互に補充しあうものとしている。また、私有の禁止に関して氏は「民間の蓄う所の銅器は、悉く送官し、錢を給して之を償わん。」(『宋會要』食貨第三十四、坑冶、太平興國二年條)や仏

像などの鑄造禁止令をもって説明しているが、前者に関しては大中祥符元年の奢侈禁令の「治工の用うる所の器は悉く送官せよ。諸州の寺觀、金箔を以って尊像を飾る者あらば、抛りて三司に申し、自ら金銀の工価を齎し、文思院に就きて換給するを聽さん。」(『宋史』卷一百五十三、輿服五、大中祥符元年條)と同じ内容であり、また後者に関しては多くの奢侈禁令に見られる金銀裝飾品の製造禁止と同じものと考えて良い。また売買の禁止に関しては本文にて説明するが、奢侈禁令にも金銀裝飾品等の売買の禁止を示唆するものがある。以上、銅禁と錢禁が補完関係にあったことと、日野氏の説くところの銅禁が奢侈禁令の禁止事項と類似していることから、ここでは煩雑になることを避けるため銅禁も錢禁も全て「銅禁」に統一し、奢侈禁令との比較対象としたい。

(18) 東一夫『王安石新法の研究』第一編、第二章「宋代鄉村における貨幣經濟」(風間書房、一九七〇年)、毛塚康明「王安石新法と錢荒—募役法存廢をめぐる論争を手懸りとして—」(柳田節子先生古希記念「中国伝統社会と家族」汲古書院、一九九三年)を参照。

北宋代における金銀の対外的な動きには、主に「貿易」「朝貢」「賜与」などが挙げられる。そして愛宕松男氏(『東洋史論集』第五卷、第二部「色目人研究」、三二書房、一九八九年)、加藤氏(前掲書、第八章、「唐宋時代に於ける金銀の産出及び輸出入」、宮崎氏(前掲書、第四章、第三節、第四項「金銀價格の変遷」)らの論考において、真宗・仁宗朝にはかなりの金銀が外国へ流出していったことが指摘されている。

(20) 金銀の浪費が問題視され、それが原因となって発令された奢侈禁令は、浪費を防ぎ結果的に利用可能量の確保に結びついたものと考え、間違いないであろう。

上謂宰相曰「近覽上封事所述、頗言風俗侈靡、有傷淳儉。公卿士庶、服用踰制、至有鎔金飾衣、或以珠翠者。詢之曰『費金數甚多。』且金至寶也、使之爲泥、誠亦可惜。」

『長編』卷四十四、咸平二年五月丙戌條(真宗、九九九年)

ここでは、金は至宝であり泥金と為すのは惜しいことであるとしたり、度を越した贅沢と共に、金を裝飾品に加工することが惜しむべきこととして考えられていることが分かる。この泥金は画材などに供せられたものであるが、画材として使われたのであれば恐らくこれを元の金に戻すことは困難であり、再利用が出来ないために「惜しむべき事」とされたのではないであろうか。また金銀の浪費を惜しみ、確保をはかるのは真宗・仁宗朝の經濟政策としての奢侈禁令に共通する事項であると考えられよう。

(21) 加藤氏前掲書、第三章、第二節「公經濟に於ける金銀の貨幣的用途」を参照。

(22) 「銅錢の死蔵」や「金銀の蓄蔵」も經濟活動に大きな影響を与えるが、これらはいくまで流通量の減少であることから今回は考察の対象外とし、貨幣財としての利用可能量や絶対量の減少という、より深刻な被害を及ぼすと考えられる「裝飾品としての使用」と「国外流出」を考察の対象とした。それは、流通量の減少であれば大中祥符年間の禁令のような強制的な供出によっても問題の解決は図れるが、利用可能量・絶対量の減少は素材そのものの消失であるため、回収による量の補填も不可能と考えられるためである。

(23) 『長編』卷六十八、大中祥符元年二月乙巳條(真宗、一〇三八年)

(24) 前掲注(20)(23)の史料を参照。

(25) 『宋史』卷一百八十五、食貨下七、阮冶(仁宗、景祐中)

(26) 『長編』卷一百十八、景祐三年二月丙辰條(仁宗、一〇三六年)

(27) 『李觀集』卷第十六、富國策第三

(28) この問題は加藤氏も述べており、当時の奢侈禁令は「金器飾も益流行了したが、取分け銷金貼金等の鎔金裝飾が大いに發達し、其の為に金を糜することが多かったので、一般金器飾は姑く置いて、鎔金の禁止に全力を傾けたのであろう。」(前掲書、第四六一〜四六二頁を参照)としている。

(29) 『宋會要』食貨志三七一五、大中祥符三年三月條(真宗、一〇一〇年)

(30) 乙巳、令左藏庫籍所掌金銀器皿之屬、悉毀之。有司言「中有制作精巧者、欲留以備進御。」上曰「將焉用此。汝以奇巧爲貴、我以慈儉爲寶。」卒皆毀之。左正言、直史館謝泌賀曰「聖意如是、天下大幸。」上性節儉、退朝常著華陽巾、布褐、紬條、內服惟絕絹。咸屢經澣濯、乘輿給用之物、無所增益焉。

(31) 『長編』卷三十一、淳化元年八月條（太宗、九九〇年）

ただし、史料上で改鑄が不可能と明記しているのは金箔だけであるため、今後この問題を考えるには、「禁令に含まれる金銀の加工形態を明らかにし、再利用が可能か不可能かを判断する」という作業が必要になる。

(32) 『長編』卷六十八、大中祥符元年正月甲戌條（真宗、一〇〇八年）

勝山氏はこの奢侈禁令の発令動機を「国庫金の減少を補うための金の供出令を、奢侈禁令の名目で下令されたものと考える方が妥当である。」としている（前掲『東方法学』論文、第一〇頁を参照）。

(33) 『宋史』卷一百五十三、輿服五、大中祥符八年五月壬午條（真宗、一〇一五年）

(34) 『長編』卷八十四、大中祥符八年五月己亥條

『宋大詔令集』卷一百九十九、政事五十二禁約下、禁銷金詔に、今挙げた『宋史』の記述と同じ内容のものがあり、それが大中祥符八年五月壬午となっている。

(35) 一ヶ月の期限を定めているにも拘らず、一月も経たない内に商人による金裝飾品の対外貿易を禁止しているのは、回易の許可は自由な売買の許可ではなく同史料の「三司に詣りて収買せしむ」というように取引相手が三司であったか、若しくは国内取引に止めるなど、何らかの限定された取引であった可能性も考えられる。

(36) 奢侈禁令によって裝飾品の製造や着用を禁じていても、自由な売買が認められていれば、密造などが横行することは充分想定できる。例えば新たに製造された物品も、第二節第二項で挙げた大中祥符八年の金の供出を伴う禁令にある「詔を降す前、已に有したるは、更めて毀壞せず」というような条件を利用するなどして、禁令施

行以前に作られた製品であると偽って流通してしまう可能性も考えられ、法の弛緩を生み出すことになろう。

(37) 『長編』卷七十八、大中祥符五年六月癸亥條（真宗、一〇一二年）

(38) 『宋會要』食貨志三七一、九、乾興元年五月條（仁宗、一〇三二年）

(39) 宮崎市定「銅銭と金銀との関係」、『五代宋初の通貨問題』第四章、第三節、星野書店、一九四三年）を参照。

(40) この真宗・仁宗朝の禁令は後の時代にまで参考とされるものであったらしく、南宋期のこととして、

十二月七日、諸王宮、大小學教授、錢觀、復乞「檢會祥符・天聖・景祐以來敕條、申嚴約束」詔、今後銷金爲服、增賞錢三百貫。

『宋會要』刑法二一一五、禁約、紹興五年十二月七日（高宗、一一三五年）

とあり、南宋初代皇帝の高宗の治世において、大中祥符・天聖・景祐の禁令に基づいて銷金を戒めたことが記述されている。

(41) 加藤氏前掲書、第二七三頁を参照。

(42) 日野氏前掲書（卷六、第二部、第一章「北宋時代における銅鉄銭の製造額について」、荒木氏前掲論文を参照）。

(43) 日野氏前掲書、第二九六頁〜三二五頁を参照。

(44) 『長編』卷二百十九、熙寧四年正月己酉條（神宗、一〇七一年）

(45) 前掲注（14）を参照。

(46) 加藤氏は産地の数が必ずしも産額と比例するものではないとしているが、金に関しては「北宋の初、唐末に比して産金地が稍減少し、真宗・英宗の頃に至って特に甚しく減少し、僅に五六州に過ぎなかつたが、後稍増加し、神宗元豊の初には二十州前後を数えるに至つたのである。」としている。また銀に関しては「北宋の初め、産銀の州は著しく減少し、熙寧・元豊の際に至って復た増加したことが窺はれる。」としている（加藤氏前掲書、第五一五頁（金）及び第五二六頁（銀）を参照）。これもまた金銀収入増加の理由である可能性も考えられる。

(47) 社会的上層階級の奢侈が下層階級の生活に対して影響を与えたこと

は多くの史料に散見する。この問題に関して斯波氏は「これらの奢侈の風潮は宮廷、士大夫層から次第に庶民の間に、また中央から地方へと浸透した。」(前掲書、第四六九頁)と述べている。

(50) 『程史』巻五「宣和服妖」

(51) 前掲注(10)の史料に、中宮以下に金飾禁止を申し渡したが「然れども上の好む所は、終に得て絶つべからざるなり。」とあり、真宗の嗜好が原因で一部の装飾品を絶つことが出来なかったとある。

(52) 『宋史全文續資治通鑑』巻六、大中祥符元年三月條(真宗、一〇〇八年)

(53) 言うまでも無く『東京夢華錄』に残される開封の都市生活をもつて、北宋末期の社会生活の全体像とすることは出来ない。しかし庶民の奢侈を語る上では見逃すことの出来ない書物であり、ここで描かれた庶民生活は奢侈禁令を考える重要な史料となる。

(54) 『長編』巻二百六十二、熙寧八年四月丁亥條(神宗、一〇七五年)

(55) 『宋史』巻一百五十三、輿服五、政和七年條(徽宗、一一一七年)

(56) 『東京夢華錄』巻五「民俗」

(57) それは『宋史』巻一百五十三、輿服五、熙寧九年條で、これが果たして王安石が中央から退く前か後かは分からない。

(58) これは金銀を対象としない奢侈禁令である。勝山氏『東方法学』論文の附表「北宋奢侈禁令一覧」を参照。

(59) 前後の史料は共に『長編』巻四百八十三、元祐八年四月戊午條(哲宗、一〇九三年)のものである。

(60) 『雞肋編』巻中

(61) 『宋會要』刑法禁約二一九六、靖康元年五月十日條(欽宗一一二六年)

(62) 王安石の配享解除や春秋博士の設置に関しては外山軍治『金朝史研究』第六〇九頁(東洋史研究会、一九六四年)を参照。

(63) 外山氏前掲書所収の「靖康の変における新旧両法党の勢力関係」を参照。

(64) しかし新法政治を建前とした徽宗朝に、元符雜敕に基づいた銷金を

対象とした禁令が発令されるなどしているため、党派問題と奢侈禁令の関係は更に詳考する必要がある。

(関西大学大学院文学研究科博士課程後期課程)